半田市防災行政無線局(同報系)運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害対策に 係る情報伝達などを迅速かつ的確に行うため、防災行政無線局(同報系)(以下「無 線局 という。)の適正な運用について、必要な事項を定めるものとする。

(無線管理者)

- 第2条 無線局の適正な管理運用を図るため、無線局に管理責任者(以下「無線管理者」という。)を置く。
- 2 無線管理者は、総務部防災安全課をもって充てる。
- 3 無線管理者は、無線局に関する事務を統括する。(放送する情報)
- 第3条 無線局により放送する情報は、次のとおりとする。
 - (1) 地震、風水害、津波、大規模火災等の非常事態に関する情報
 - (2) 全国瞬時警報システムによる情報
 - (3) 災害予防、災害応急対策、災害復旧等緊急を要する情報
 - (4) 公官署その他の公共機関からの災害対策に関する情報
 - (5) 人の生命又は財産の保護のため特に緊急を要する情報
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める情報 (放送の方法)
- 第4条 無線局による放送は、親局からの通信を受けた屋外拡声子局が、装備する拡声器 を使用して周辺住民に対して行う拡声放送と、同じく親局からの通信を受けた戸別受信機 による音声放送とし、次に掲げる区分により行うものとする。
 - (1) 半田市全域の全ての無線局に対し、同時に一括して放送するもの。
 - (2) 放送の必要のある無線局をグループごとに分割して放送するもの。
 - (3) 放送の必要のある無線局を個別に指定して放送するもの。

(放送の申込み)

- 第5条 無線局による放送を希望する者(以下「希望者」という。)は、防災行政無線(同報系)放送申込書(別記様式)を事前に無線管理者に提出しなければならない。 ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 2 無線管理者は、前項に規定する申込みがあった時は、放送内容を確認の上受理するものとする。

(放送内容の変更)

- 第6条 無線管理者は、放送内容について、希望者と協議し、変更することができる。 (戸別受信機)
- 第7条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、機器の適正な管理に努めなければならない。
- 2 被貸与者は、戸別受信機に故障等が生じたときは、速やかに無線管理者に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

防災行政無線(同報系)放送申込書

年 月 日

半田市防災行政無線管理者 殿

(申込者)

住 所

氏 名

連絡先

下記のとおり放送の申込みをします。

記

放送希望日時		年	月	日	時	分	
放送の目的							
放送の内容							
放送エリア	1. 市内全域 2. 一 部()
責任者							
所属							
氏名							
連絡先							

[※] 平常時の放送時間は、原則として午前8時から午後8時までです。